

議案第73号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年12月10日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和35年板橋区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分の25」を「100分の10」に改め、同条第3項中「100分の25」とあるのは「100分の10」を「100分の10」とあるのは「100分の5」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項本文中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の112.5」を「100分の105」に、「100分の117.5」を「100分の110」に改め、同項ただし書中「100分の10」を「100分の25」に、「100分の92.5」を「100分の85」に、「100分の97.5」を「100分の90」に改め、同条第3項中「100分の10」とあるのは「100分の5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」を「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和

4年4月1日から施行する。

(提案理由)

職員の期末手当の支給月数を改定する必要がある。